

平成29年度 事業計画

《目 標》

～ 住民の誰もが安全で安心して
暮らせるあたたかい福祉のまちづくり ～

《基本方針》

平成29年4月1日施行の社会福祉法等の一部を改正する法律より、「経営組織のガバナンスの強化」「財務規律の強化」「計算書類等の収集・分析・活用、データベースの整備」など社会福祉法人改革が求められています。本会としても、公共性の高い地域福祉を推進する中核的な団体としての経営理念を明確にし、その理念実現に向けた「組織」「財政」「事業」等に関する具体的な取り組みを計画的に遂行するために「社協経営基盤強化計画」を策定し、その過程のなかで役職員の意識改革をすすめるため、これらの動きを社協として地域福祉推進施策の再編ととらえ、出来る限り総合的・横断的な事業展開となるような体制づくりを図り、全社協により策定された「社協・生活支援活動強化方針」の具体化に向けた社協活動の強化につなげて行くことを目指します。

本年度も本会は、須崎市に住む誰もが安心してその人らしく暮らしていけるよう、行政や関係機関・地域住民と連携し地域福祉施策を推進していくとともに、生活困窮者自立支援事業や介護保険事業・障害者自立支援事業などの各事業を総合的に捉え、あらゆる福祉課題を抱える一人ひとりをしっかりと受け止め、継続的な支援活動につなげていくための相談業務の充実を図るために「無料弁護士相談」や「生活支援・総合相談センターほっと」「地域包括支援センター」の相談機能体制の整備をするとともに、「あったかふれあいセンター事業（まちなかサロン事業）」等での潜在化する深刻な住民の生活課題の発見・掘り起しや、「生活支援体制基盤整備事業」により各種ネットワークや既存の取組・組織を活用しながら、本人の能力を活かした生活支援の充実、地域での支え合い体制づくり、関係者間の意識共有を積極的に取り組んでいくこととします。

そして、本会が住民のために地域福祉を推進し住民に信頼され持続可能な組織であるためには、法人運営の適正化と組織の機能強化、人材育成は必要不可欠であります。そのため各事業の執行にあたっては、常にコスト意識を持つとともに事業のあり方など調査研究し、社協ならではの役割を発揮できる事業展開をしていきます。

《活動方針5項目》

1. 住民のあらゆる生活課題へ対応できる総合的相談・支援体制の強化
2. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供と積極的展開
3. つながりの再構築による地域の中で誰も孤立しない見守り体制の実現
4. 住民の力をボランティア活動へつなぐ体制づくり
5. 社会福祉協議会組織の充実強化と専門的研修の充実

《平成29年度重点項目》

①地域福祉活動の推進による地域づくり

- 地区社会福祉協議会（地区社協）活動支援。地区社協を市内公民館単位8か所に設置をめざす。
- 日常生活圏内（地区社協）を単位とする小地域で、地域の実情に応じた地域福祉活動計画（アクションプラン）の策定推進。
- 地域住民、関係者団体、自主防災組織などの方々が定期的に話し合う場所づくり。
- 小地域ネットワーク単位（近隣）で「気づいた時の、自然な助け合い」を目指す。
- 当面、事務局を須崎市社協職員が担当し、その活動や組織運営について支援する。

②様々な生活支援に関する総合相談センター機能の充実

- 生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、無料弁護士法律相談などの相談実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組み強化。
（生活支援・総合相談センター「ほっと」）

③社協ネットワークを活かした自立を支援する体制づくり

- 地域を拠点に、あったかふれあいセンター（まちなかサロン）や小地域ふれあいサロン等での住民である当事者とボランティアとが一緒に活動内容やプログラムを企画し、ともに運営できる場づくり。
- 多様なサービス提供主体やその関係者、組織、団体等が生活ニーズの把握・情報の共有、支援の方向性等を話し合い、新たなサービスを企画・立案できる場づくり。

④災害にまけない体制づくりと見守り活動

- 自主防災組織と連携した災害時要援護者台帳の整備及び管理。
- 要援護者台帳を活用した社会的弱者に対する日常的な見守り活動の推進。
- 災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しと効果的・実践的な活動ができる体制づくり。

⑤社会福祉協議会経営組織のガバナンス強化と人材育成

- 組織拡大を期に、社協理念を明確にし、その理念の実現に向けて組織・財政・事業の見直しや体制整備等、その具体的な取り組みを計画的に遂行するために「社協運営基盤強化計画」を策定する。
- 「タテ割事業にヨコグシ機能を」
- 県社協等他機関の研修はもとより、当協議会自主事業として役職員の福祉専門研修会・勉強会の開催。

《主要実施計画》

1. 住民のあらゆる生活課題へ対応できる総合的相談・支援体制の強化

(1) 須崎市生活支援・総合相談センター「ほっと」の充実運営

①多様な生活課題に対応できるワンストップ型専門相談の総合相談窓口として開設。

②相談支援員の配置。

各種相談事業（生活福祉資金貸付事業・日常生活自立支援事業・生活困窮者自立相談支援事業・生活困窮者就労準備支援事業・障害者相談支援事業・地域包括支援センター）担当者による一体的な相談チームとして対応する。

③支援調整会議による適正な運営と支援計画の充実。

④各公民館等での巡回型相談を実施し、来所者の交通負担軽減を図る。

(2) 支援体制の充実

①行政、医療機関、法務局、法テラス等との支援ネットワークの確立。

②各種専門職との支援協力体制の整備。

（各部所を横断するケース検討会の開催の定期化）

(3) 弁護士による無料法律相談の実施

①毎月第3木曜日に法テラス・ひまわり法律事務所の弁護士による専門的法律相談。

(4) 生活福祉資金貸付事業

①生活福祉資金・総合支援資金の貸付の推進。

②長期滞納者、償還困難者に対する督促及び償還指導。

(5) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。）に対して早期の自立支援を行い、生活困窮状態からの脱却を目指す。

①自立相談支援事業の実施。

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等。

②就労準備支援事業の実施

就労に向けた準備としての基礎能力の形成から支援を計画的かつ一貫して実施する。

③住宅確保給付金（福祉事務所）・家計相談支援事業（高知県社協事業）との連携

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住宅確保支給金（有期）」を支給。高知県社協の事業である、家計に関する相談、「家計相談支援事業（家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施）」と連携し、相談者の生活自立の促進を図る。

2. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供と積極的展開

（1）在宅福祉サービスの推進

①地域の福祉拠点「あったかふれあいセンター（まちなかサロン）」事業。

②地域介護予防支援事業の実施。

通所型介護予防事業（ゆうゆう大学）。

③障害者地域生活支え合い事業の実施。

④障害者社会参加促進事業。

ア、障害者生活訓練事業（パソコン教室）

イ、障害者スポーツ・レクリエーション開催事業（ボウリング大会）

⑤障害者相談支援事業所の開設。

⑥一人暮らし高齢者へのふれあい給食サービスの実施。

⑦小地域高齢者ふれあいの集い（ミニデイサービス）の支援。

⑧福祉用具等の貸出事業（車椅子、体験セット等）。

⑨健康づくり教室支援。

（2）指定訪問介護事業所及び指定介護予防事業所の適正運営

①指定訪問介護事業の運営体制の確立。

ア、介護保険事業

イ、障害者自立支援事業及び訪問介護事業

ウ、軽度生活援助事業（市受託事業）

エ、移動支援事業（市受託事業）

オ、介護予防・日常生活総合支援事業

②訪問介護員資質向上研修の実施

各種研修会への積極的参加。

(3) 地域包括支援センター事業受託経営（市受託事業）

①介護予防事業。

ア、介護予防・給付に関するケアマネジメント業務

イ、介護予防普及啓発活動

②総合相談及び支援事業。

ア、地域見守りネットワーク構築業務

イ、総合相談業務

ウ、各種保健・福祉サービスや介護保険サービスの広報

③権利擁護事業。

ア、権利擁護事業の推進支援

イ、高齢者虐待問題や消費者被害への対応

④包括的・継続的ケアマネジメント事業。

ア、日常的個別相談、指導、助言

イ、支援困難事例への指導、助言

ウ、地域リハビリテーション連絡票の活用促進

⑤介護支援専門員とのネットワーク構築。

ア、居宅介護支援事業所連絡会

イ、地域ケア会議

⑥認知症施策推進事業

認知症地域支援ケア向上事業の一環として「認知症地域支援推進員」を配置し、市民の方に認知症を身近なものとして理解していただく活動を行うとともに（認知症セミナー、認知症サポーター養成講座の開催など）認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行う。

⑦その他

各種ケース検討会、研修会へ積極的に参加し職員の質の向上を図る。

(4) 生活支援体制整備事業の実施（市受託事業）

①多様な生活課題に対応する新たな生活支援・介護予防サービスや福祉活動の開発・実施。

②生活支援の担い手（ボランティア等）の養成やサービスの開発等の資源開発。サービス提供主体等の関係者ネットワーク構築。地域のニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング等を図るために、「生活支援コーディネーター」を配置する。

③生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市が設置する「定期的な情報共有・連携強化の場（協議体）」へ積極的に参加することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源の開発等を推進する。

(5) 日常生活自立支援事業の推進（高知県社協受託事業）

地域の中で生活する判断能力が不十分な方の、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を通じた相談援助活動。

3. つながりの再構築による地域の中で誰も孤立しない見守り体制の実現

(1) 地区社協活動の推進と小地域福祉活動計画（アクションプラン）の策定

①地区社会福祉協議会（地区社協）の整備と活動支援。

ア、小地域ごとの住民、ボランティア、福祉関係団体等の定期的な話し合いの場づくり。

イ、地域福祉活動の住民への理解や関心を広げ、地域の福祉人材の育成。

ウ、地域住民の福祉活動やボランティア活動など身近な相談窓口の拠点機能づくり。

エ、小地域見守りネットワークの確立

- ・地域の生活課題の早期発見と誰も孤立させない見守り体制の構築。

- ・災害時要援護者台帳を活用した見守り活動。

オ、地域の特色を生かした小地域でのアクションプランの策定。

②須崎市地域福祉活動計画の策定

ア、小地域でのアクションプランを土台とした須崎市地域福祉活動計画の策定。

イ、第二次須崎市地域福祉計画と連携のとれた計画を目指す。

③地域福祉委員制度の充実と活動の推進

地域福祉委員の増員強化とその活動を支援。

(2) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力と活性化

①計画募金としての性格から、地域住民の合意に基づいた募金活動の展開。

②地域住民やボランティア団体等の活動財源として募金運動の活性化。

(3) 福祉関係諸団体との連絡調整

①各福祉団体の事務局担当と連携

- ア、須崎市民生委員児童委員協議会
- イ、須崎市老人クラブ連合会
- ウ、須崎市身体障害者連合会
- エ、須崎市ボランティア連絡協議会「のぎくの会」
- オ、各地区社会福祉協議会

②社会福祉施設及び他関係諸団体との連携強化

4. 住民の力をボランティア活動へつなぐ体制づくり

(1) ボランティア育成事業の推進

- ①須崎市ボランティアセンターの設置。
- ②災害ボランティアセンター設置・運営体制づくり（マニュアルの見直し）。
- ③ボランティアコーディネーション機能の強化。
- ④ボランティア活動や福祉活動に関心のある方々を、地域福祉の担い手へ育成支援。
（養成講座の開催等）
- ⑤NPO団体等の育成と支援。
- ⑥各ボランティア団体との連携、支援。

(2) 福祉教育の充実

- ①小中学校福祉活動推進校の指定（全13校指定）。
- ②小中学校児童生徒を対象に、福祉体験学習の支援、協力。
- ③広域的な福祉学習事業の実施（広域事業）。
- ④市民を対象としたわかりやすい福祉的研修会や講座の開催。

(3) 福祉人材の育成

①介護職員初任者研修の実施。(市受託事業)

②ホームヘルパーや介護福祉士、ケアマネージャーなど各種資格習得の情報発信や紹介。

5. 社会福祉協議会組織の充実強化と専門的研修の充実

(1) 事務局体制の充実・強化

①社協運営基盤強化計画を策定し、組織の統制機能等の強化、事業や財政の見直しを図り、その過程のなかで役職員の意識改革・意思統一をすすめ、須崎市社協の存在意義を社会にアピールするとともに、地域住民や行政等に対する説明責任を果たす。(3カ年H28~H30)

②職員の専門的研修会・勉強会の定期的な実施。

③全職員が生活支援・総合相談センターの相談員としての意識付。

④職員内での部会を設置し、各事業のスムーズな実施と職員間・部署間の情報共有を図る。
(広報部会・研修部会等)

⑤職員が社協職員としての自覚を持ち、自己研鑽を重ねながら専門性を高め、職員同士が互いの役割を認識しあえる環境をつくり、チャレンジ精神を持った事業の遂行に努める。

(2) 理事会・監事・評議員会機能の充実

①役員(理事・監事)・評議員を対象とした専門的研修会・勉強会の実施。

②理事・評議員の定数の適正化を図る。

③定期的な正副会長会の実施。

(3) 広報啓発活動の充実

①広報誌「社協だより」の発行(年4回)。

②須崎市社協ホームページを開設。財務諸表、活動状況、経理状況を公表することにより社協活動の周知と組織運営の透明性を確保。

③社会福祉大会を開催し、社協活動・地域福祉活動の市民への周知を図る。